

## 船舶事故調査報告書

平成26年11月20日  
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決  
 委員 庄司邦昭（部会長）  
 委員 小須田 敏  
 委員 根本美奈

事故種類	乗組員死亡
発生日時	不明（平成26年2月6日 07時00分ごろ～08時28分ごろの間）
発生場所	不明（愛媛県四国中央市三島川の江港～愛媛県新居浜市大島北東方沖の間）
事故調査の経過	平成26年2月6日、本事故の調査を担当する主管調査官（広島事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者としての船長からの意見聴取は、本人が本事故で死亡したため行わなかった。
<b>事実情報</b> 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	漁船 <sup>みつ</sup> 光丸、4.4トン EH3-34320（漁船登録番号）、個人所有 11.30m (Lr) × 2.55m × 0.86m、FRP ディーゼル機関、48kW（動力漁船登録票による）、昭和51年11月6日
乗組員等に関する情報	船長 男性 70歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和50年2月4日 免許証交付日 平成21年6月8日 （平成27年2月14日まで有効）
死傷者等	死亡 1人（船長）
損傷	機関室及び右舷甲板部が焼損
事故の経過	本船は、船長が1人で乗り組み、底びき網漁のため、平成26年2月6日07時00分ごろ三島川の江港を出港し、08時28分ごろ、大島北東方沖において、火災を起こして漂流しているところを通航船に発見され、巡視艇によって消火された。 船長は、漁具巻揚げ機のローラに巻き込まれ、死亡した状態で発見され、体幹圧迫又は打撲による脊椎骨折及び肋骨多発性骨折での失血死と検案された。
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 北西、風力 4、視界 良好 海象：海上 平穏
その他の事項	漁具巻揚げ機の操作レバーは、巻揚げの状態になっていた。 漁具巻揚げ機は、主機の船首側動力取出し軸にプーリー及びVベルト

	<p>を介して連結された漁具巻揚げ機用駆動軸にクラッチでかん合して駆動されるようになっていた。</p> <p>本船は、機関室右舷側付近から船首甲板にかけて焼損していた。</p> <p>機関室船首右舷側の床には、日頃から油類等をふき取ったウエスが置かれていた。</p> <p>船長は、上下の雨合羽を着用していた。</p> <p>(写真1 本船の状況(右舷側)、写真2 本船の状況(左舷側)、写真3 漁具巻揚げ機の状況、写真4 漁具巻揚げ機用駆動軸等の状況 参照)</p>
<p><b>分析</b></p> <p>乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析</p>	<p>あり</p> <p>あり</p> <p>不明</p> <p>船長は、失血死した。</p> <p>本船は、07時00分ごろ三島川之江港を出港した後、08時28分ごろ、大島北東方沖において、火災を起こして漂流しているところを通航船に発見され、船長が漁具巻揚げ機のローラに巻き込まれていたため、この間において、底びき網漁を操業中、船長が、漁具巻揚げ機のローラに巻き込まれたことから、死亡したものと考えられる。</p> <p>船長が漁具巻揚げ機のローラに巻き込まれるに至った状況は、明らかにすることができなかった。</p> <p>本船は、船長が漁具巻揚げ機のローラに巻き込まれたことから、同ローラが回転できなくなり、漁具巻揚げ機用駆動軸のVベルトがスリップして発熱し、発火したVベルトの粉末等が床に置かれたウエス等の可燃物に飛んで延焼し、火災になった可能性があると考えられる。</p>
<p><b>原因</b></p>	<p>本事故は、本船が、三島川之江港を出港した後、底びき網漁を操業中、船長が漁具巻揚げ機のローラに巻き込まれたため、発生したものと考えられる。</p>
<p><b>参考</b></p>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・回転機器付近で作業する場合には、十分に注意すること。</li> </ul>

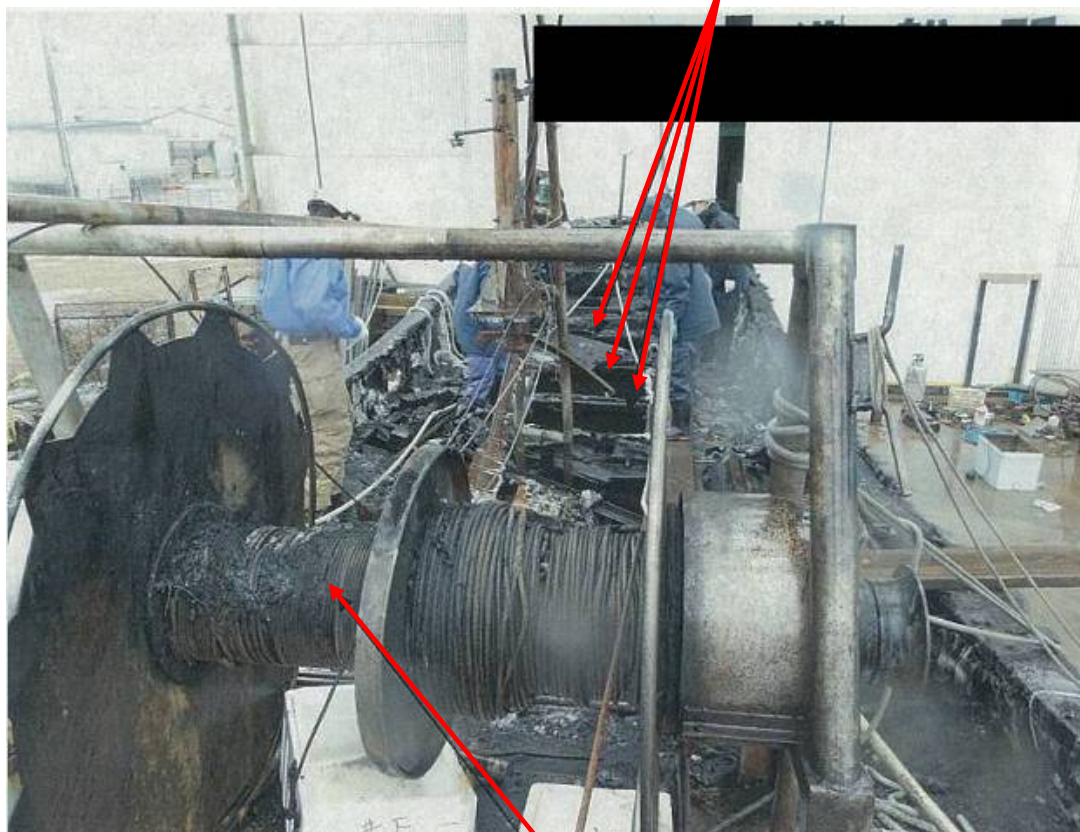
写真1 本船の状況（右舷側）



写真2 本船の状況（左舷側）



写真3 漁具巻揚げ機の状態



魚倉

漁具巻揚げ機

写真4 漁具巻揚げ機用駆動軸等の状況 漁具巻揚げ機用駆動軸



船首側

プーリ

主機